

堺市公報 第38号	平成30年 9月21日発行
<b>堺市公報</b>	発行 堺市(総務局行政部法制文書課) 堺市堺区南瓦町3番1号

目 次

	頁
<b>&lt;規則&gt;</b>	
○堺市開発行為等の手続に関する条例施行規則の一部を改正する規則 【建築都市局開発調整部宅地安全課】……………	2
○堺市建築基準法施行細則の一部を改正する規則 【建築都市局開発調整部宅地安全課】……………	2
<b>&lt;公告&gt;</b>	
○大規模小売店舗立地法に基づく廃止の届出について 【産業振興局商工労働部商業流通課】……………	3
○農用地利用集積計画 【産業振興局農政部農水産課】……………	4
○都市計画法に基づく工事の完了について 【建築都市局開発調整部宅地安全課】……………	12
○都市計画法に基づく工事の完了について 【建築都市局開発調整部宅地安全課】……………	12
○都市計画法に基づく工事の完了について 【建築都市局開発調整部宅地安全課】……………	12
○都市計画法に基づく下水道事業の事業計画変更に係る関係図書の縦覧について 【上下水道局経営企画室】……………	13
○都市計画法に基づく下水道事業の事業計画変更に係る関係図書の縦覧について 【上下水道局経営企画室】……………	14
<b>&lt;上下水道局公告&gt;</b>	
○堺市指定給水装置工事事業者規程に基づく指定給水装置工事事業者の指定につい て 【上下水道局総務部給排水設備課】……………	14
○堺市指定給水装置工事事業者規程に基づく指定給水装置工事事業者の廃止につい て 【上下水道局総務部給排水設備課】……………	15
○堺市下水道条例に基づく市指定排水設備工事事業者の指定について	

【上下水道局総務部給排水設備課】……………16  
＜教育委員会規則＞  
○堺市就学援助規則の一部を改正する規則  
【教育委員会事務局総務部学務課】……………17

**規 則**

堺市開発行為等の手続に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。  
平成30年9月21日

堺市長 竹山修身

堺市規則第82号

堺市開発行為等の手続に関する条例施行規則の一部を改正する規則

堺市開発行為等の手続に関する条例施行規則（平成15年規則第82号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「第85条第5項本文の許可」を「第85条第5項本文又は第6項本文の規定による許可」に改める。

第17条第1号イ中「第43条第1項ただし書」を「第43条第2項第1号の規定による認定若しくは同項第2号」に改める。

附 則

この規則は、平成30年9月25日から施行する。



堺市建築基準法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成30年9月21日

堺市長 竹山修身

堺市規則第83号

堺市建築基準法施行細則の一部を改正する規則

堺市建築基準法施行細則（昭和44年規則第15号）の一部を次のように改正する。

第5条の2の見出しを「(法第43条第2項の規定に基づく許可等の申請書に添付する図面又は書面)」に改め、同条第1項各号列記以外の部分中「第43条第1項ただし書の規定による許可」を「第43条第2項第1号の規定による認定又は同項第2号の規定による許可」に、「単に「許可」を「これらを「許可等」に改め、同項第2号及び第3号中「許可」を「許可等」に改め、同条第2項及び第3項中「許可」を「許可等」に改める。

附 則

この規則は、平成30年9月25日から施行する。

公 告

堺市公告第593号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定に基づき、次のとおり廃止の届出があったので、同条第6項の規定により公告する。

平成30年9月21日

堺市長 竹山修身

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
近商ストア 槇塚台店  
堺市南区晴美台3丁13番地の1
- 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名  
株式会社近商ストア  
代表取締役 粕本 源秀  
松原市上田3丁目8番28号
- 3 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計  
1,376平方メートル
- 4 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計  
0平方メートル
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が1,000平方メートル以下となる日

平成30年10月1日



堺市公告第594号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成30年9月21日

堺市長 竹山修身

平成30年度 第6号

農 用 地 利 用 集 積 計 画

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定

により、農用地利用集積計画を定める。

平成30年9月6日

堺 市

1 利用権設定各案詳細

利用権の設定を受ける者(借手)		利用権を設定する農地					利用権を設定する者(貸し手)		設定する利用権				
住所	氏名	所在	地番	現況地目	地積(㎡)	住所	氏名	利用権の種類及び運用される共通事項	内容	始期	終期	借賃(円)	借賃の支払い方法
堺市南区竹城台1丁16番3-406号	谷 心太郎	南区大庭寺	587	田	1,087	堺市中区深阪3丁5番60号	角谷 勝男	使用貸借による権利	畑として利用	平成30年10月1日	平成33年9月30日	-	-
堺市中区陶器北928番地12	橋 健一郎	中区陶器北	2131	畑	444	堺市中区止之1616番地1	玉山 倫子	賃借権	畑として利用	平成30年11月1日	平成33年10月31日	20,000	毎年未までに貸し入るへ持参
		中区陶器北	2132	畑	11								
		中区陶器北	2133	畑	1,265								
		中区陶器北	2134	畑	266								
堺市北区金岡町2164番地1	芝尾 恭典	北区金岡町	2517	田	740	堺市西区深寺元町3丁379番地2	山中 正道	使用貸借による権利	田として利用	平成30年11月1日	平成33年10月31日	-	-
堺市南区大森553番地	田中 篤	南区大庭寺	324-3	田	365	堺市南区大庭寺1032番地5	北野 明彦	使用貸借による権利	田として利用	平成30年11月1日	平成33年10月31日	-	-
		南区大庭寺	324-1	田	869								
松原市天美我草7丁目499番地の2	村井 耕三	北区野邊町	226	田	1,034のうち517	堺市北区野邊町600番地	西野 俊文	賃借権	畑として利用	平成30年11月1日	平成33年10月31日	10,000	毎年未までに貸し入るへ持参
堺市東区高松227-2-714	明地 克博	北区野邊町	226	田	1,034のうち517	堺市南区御池台2丁6-7-105 高槻市東上牧2-7-5 堺市南区赤坂台2丁5-2-409	児玉 益美 伊藤 美恵子 田中 和代	賃借権 (解除条件付)	畑として利用	平成30年11月1日	平成33年10月31日	10,000	毎年未までに貸し入るへ持参
		南区豊田	613	田	456								
堺市南区小代53番地	大仲 一也	南区豊田	614	田	849			賃借権	田として利用	平成30年10月1日	平成33年9月30日	15,000	10月上旬までに貸し入る旨を口頭にて振付込み

利用権の設定を受ける者(借り手)		利用権を設定する土地				利用権を設定する者(貸し手)		設定する利用権					
住所	氏名	所在	地番	現況 地目	地積(m <sup>2</sup> )	住所	氏名	利用権の種類 及び適用される 共通事項	内容	始期	終期	借債(円)	借債の支払い方法
堺市美原区平尾2290番地4	上田 介蔵	美原区菅生	789-1	畑	801	堺市美原区菅生851番地	中尾 和一	使用貸借による権 利	畑として 利用	平成20年10月1日	平成33年9月30日	-	-
		美原区菅生	958	田	638	堺市美原区菅生1124番地乙-1	北中 美代子	使用貸借による権 利	畑として 利用	平成20年10月1日	平成33年9月30日	-	-
松原市北新町2丁目1番24号	森本 良行	南区岩室	22	畑	1,071	堺市北区百舌鳥木町2丁目140	池田 太八	使用貸借による権 利	畑として 利用	平成20年10月1日	平成33年9月30日	-	-
		南区岩室	24	畑	485								
堺市西区草部82番地	上野 勲	西区草部	529-1	田	1,101	堺市西区草部341番地	社会福祉法人 あすなろ会 理事長 上野 光司	使用貸借による権 利	田として 利用	平成20年10月1日	平成33年9月30日	-	-
			17 筆		11,482								
	10名												

**使用貸借**

## 2 共通事項（利用権設定関係）

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

## (1) 解約権の留保の禁止

利用権を設定する者（以下「甲」という。）及び利用権の設定を受ける者（以下「乙」という。）は、1の各筆明細に定める利用権の存続期間の中途において解約する権利は有しない。

## (2) 転貸又は譲渡

乙はあらかじめ市に協議した上、甲の承諾を得なければ目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。

## (3) 修繕及び改良

ア 甲は、乙の責に帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

## (4) 租税公課の負担

ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

イ 乙は、目的物に係る農業災害補償法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。

ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。

## (5) 目的物の返還

ア 利用権の存続期間が満了したときは、乙は、すみやかに甲に対して目的物を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増価額（土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額）の償還を請求することができる。

ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間で有益費の額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市が認定した額を、その費やした金額又は増価額とする。

エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかに問わず返還の代償を請求してはならない。

## (6) 利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

## (7) 利用権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

## (8) その他

この農用地利用集積計画に定めのない事項及びこの農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び市が協議して定める。



賃 貸 借
-------

## 2 共通事項（利用権設定関係）

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

## (1) 借賃の支払猶予

利用権を設定する者（以下「甲」という。）は、利用権の設定を受ける者（以下「乙」という。）が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払い期限までに借賃の支払いをすることができない場合には、相当と認められる期日までその支払いを猶予する。

## (2) 解約権の留保の禁止

甲及び乙は、1の各筆明細に定める利用権の存続期間の中途において解約する権利は有しない。

## (3) 転貸又は譲渡

乙はあらかじめ市に協議した上、甲の承諾を得なければ目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。

## (4) 修繕及び改良

ア 甲は、乙の責に帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

## (5) 租税公課の負担

ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

イ 乙は、目的物に係る農業災害補償法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。

ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。

## (6) 目的物の返還

ア 利用権の存続期間が満了したときは、乙は、すみやかに甲に対して目的物を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増価額（土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額）の償還を請求することができる。

ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間で有益費の額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市が認定した額を、その費やした金額又は増価額とする。

エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかんを問わず返還の代償を請求してはならない。

## (7) 利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

## (8) 利用権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

## (9) その他

この農用地利用集積計画に定めのない事項及びこの農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び市が協議して定める。

解除条件付 (法 18-2-6)
---------------------

## 2 共通事項（利用権設定関係）

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

### (1) 借賃の支払猶予

利用権を設定する者（以下「甲」という。）は、利用権の設定を受ける者（以下「乙」という。）が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払い期限までに借賃の支払いをすることができない場合には、相当と認められる期日までその支払いを猶予する。

### (2) 解約権の留保の禁止

甲及び乙は、1の各筆明細に定める利用権の存続期間の中途において解約する権利を有しない。

### (3) 利用権の解除

甲は、乙が利用権の目的物（以下、「目的物」という。）を適正に利用していないと認められる場合には当該利用権を解除するものとする。

### (4) 転貸又は譲渡の禁止

乙はあらかじめ市に協議した上、甲の承諾を得なければ利用権の目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。

### (5) 修繕及び改良

ア 甲は、乙の責に帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

### (6) 租税公課の負担

ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

イ 乙は、目的物に係る農業災害補償法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。

ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。

### (7) 目的物の返還

ア 利用権の存続期間が満了したとき又は(3)により甲が利用権を解除したときは、乙は、すみやかに甲に対して目的物を原状に回復して返還する。乙が原状に復することができないときは、甲が原状に回復するために要する費用を乙が負担する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増価額（土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額）の償還を請求することができる。

ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間で有益費の額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市が認定した額を、その費やした金額又は増価額とする。

エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかんを問わず返還の代償を請求してはならない。

### (8) 利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

### (9) 利用権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

(10) 期間途中で貸借が終了した場合の原状回復

貸借が終了したときは、乙は、すみやかに甲に対して目的物を原状に復して返還する。乙が原状に復することができないときは、甲が原状に回復するために要する費用を乙が負担する。ただし、天災地変等の不可抗力または通常の利用により損失が生じた場合および修繕または改良により変更された場合は、この限りではない。

(11) 違約金の支払い

甲の責めに帰さない事由により、期間の中途において貸借を終了させることとなった場合には、賃借権による利用権設定に限り、乙は甲に対し、利用権設定終了日までに支払うべき賃借料の総額と、すでに支払った賃借料との差額を違約金として支払う。ただし、天災地変等の不可抗力により貸借を終了させることとなった場合は別途協議を行う。

(12) 利用状況の報告

乙は毎事業年度の終了後3月以内に、次に掲げる事項を記載した報告書を参考となるべき書類を添えて（乙が法人の場合は定款の写しも合わせて）市長に提出しなければならない。

ア 乙の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）

イ 乙が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の面積

ウ イの農用地における作物の種類別作付面積又は栽培面積、生産数量及び反収

エ 乙が行う耕作又は養畜の事業がその農用地の周辺の農用地の農業上の利用に及ぼしている影響

オ 乙の地域の農業における他の農業者との役割分担の状況

カ 乙が法人である場合には、その法人の業務を遂行する役員のうち、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事する者の役職名及び氏名並びにその法人の行う耕作又は養畜の事業への従事状況

キ その他参考となるべき事項

(13) 勧告

市長は、乙が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告する。

ア 乙がその農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ 乙が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認めるとき。

ウ 乙が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員の内いずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

(14) 農用地利用集積計画の取り消し

市長は、乙が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち該当部分を取り消す。

ア 乙がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、甲が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。

イ 乙が（13）の勧告に従わなかったとき。

(15) その他

この農用地利用集積計画の定めのない事項及び農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び市が協議して定める。



堺市公告第595号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成30年9月21日

堺市長 竹山修身

- 1 開発区域  
中区東八田108番1及び111番
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
大阪府堺市中区東八田108番地1  
丈六 五子

~~~~~

堺市公告第596号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成30年9月21日

堺市長 竹山修身

- 1 開発区域  
中区東山145番1、150番4、156番及び157番
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
大阪府堺市中区東山205番地  
格谷 悟

~~~~~

堺市公告第597号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成30年9月21日

堺市長 竹山修身

- 1 開発区域  
西区築港新町三丁1番10の一部及び1番23
  
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
大阪府堺市西区築港新町三丁1番地23  
株式会社ハイドロエッジ  
代表取締役 美澤 秀敏

~~~~~

堺市公告第598号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する第62条第2項の規定に基づき、大阪都市計画、東部大阪都市計画及び南部大阪都市計画下水道事業（大和川下流西部流域下水道事業）の計画の変更に係る図書の写しを堺市上下水道局において公衆の縦覧に供するので、都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第49条の規定により、次のとおり公告する。

平成30年9月21日

堺市長 竹山修身

- 1 縦覧場所  
堺市上下水道局本庁舎5階 経営企画室  
所在地 堺市北区百舌鳥梅北町一丁39番地2  
連絡先 072-250-9121
  
- 2 縦覧期間  
平成30年9月22日から事業施行期間の終了の日まで  
（午前9時から午後5時30分まで）

## 堺市公告第599号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する第62条第2項の規定に基づき、東部大阪都市計画及び南部大阪都市計画下水道事業（大和川下流東部流域下水道事業）の計画の変更に係る図書の写しを堺市上下水道局において公衆の縦覧に供するので、都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第49条の規定により、次のとおり公告する。

平成30年9月21日

堺市長 竹山修身

## 1 縦覧場所

堺市上下水道局本庁舎5階 経営企画室

所在地 堺市北区百舌鳥梅北町一丁39番地2

連絡先 072-250-9121

## 2 縦覧期間

平成30年9月22日から事業施行期間の終了の日まで

（午前9時から午後5時30分まで）

## 上下水道局公告

## 堺市上下水道局公告第122号

堺市水道事業給水条例（昭和33年条例第13号）第13条第1項の指定給水装置工事事業者の指定をしたので、堺市指定給水装置工事事業者規程（平成10年水道局管理規程第6号）第11条第1号の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成30年9月21日

堺市上下水道事業管理者 出未明彦

指 定 番 号 第1363号  
 指 定 年 月 日 平成30年9月4日  
 事業者の名称 株式会社サンコーハウス  
 事業者の住所 守口市淀江町1番3号  
 代表者の職氏名 代表取締役 谷 廣信  
 事業所の名称 株式会社サンコーハウス  
 事業所の所在地 守口市淀江町1番3号

指 定 番 号 第1364号  
 指 定 年 月 日 平成30年9月4日  
 事業者の名称 株式会社サンリフレホールディングス  
 事業者の住所 東京都渋谷区東1丁目26番20号  
 東京建物東渋谷ビル12F  
 代表者の職氏名 代表取締役 栗原 将  
 事業所の名称 株式会社サンリフレホールディングス  
 事業所の所在地 東京都渋谷区東1丁目26番20号  
 東京建物東渋谷ビル12F

指 定 番 号 第1365号  
 指 定 年 月 日 平成30年9月4日  
 事業者の名称 株式会社ダイショウ設備  
 事業者の住所 河内長野市古野町5番38号  
 代表者の職氏名 代表取締役 大西 剛志  
 事業所の名称 株式会社ダイショウ設備  
 事業所の所在地 河内長野市古野町5番38号

堺市上下水道局公告第123号

堺市指定給水装置工事事業者から指定給水装置工事事業者廃止届出書が提出されたので、堺市指定給水装置工事事業者規程（平成10年水道局管理規程第6号）第11条第2号の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成30年9月21日

堺市上下水道事業管理者 出 未 明 彦

指 定 番 号 第1001号  
廃 止 年 月 日 平成30年9月4日  
事 業 者 の 名 称 大西 剛志  
事 業 者 の 住 所 河内長野市原町6丁目10番28号  
事 業 所 の 名 称 ダイショウ設備  
事 業 所 の 所 在 地 河内長野市原町6丁目10番28号

堺市上下水道局公告第124号

堺市下水道条例（昭和37年条例第6号）第5条の3第1項に規定する市指定排水設備工事業者の指定をしたので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成30年9月21日

堺市上下水道事業管理者 出 未 明 彦

指 定 番 号 第1664号  
指 定 年 月 日 平成30年9月4日  
事 業 者 の 名 称 有限会社セイユウ設備  
事 業 者 の 住 所 堺市堺区旭ヶ丘中町3丁目1番6号  
代 表 者 の 職 氏 名 代表取締役 杉本 雄二  
営 業 所 の 名 称 有限会社セイユウ設備  
営 業 所 の 所 在 地 堺市堺区旭ヶ丘中町3丁目1番6号

指 定 番 号 第1665号  
指 定 年 月 日 平成30年9月4日  
事 業 者 の 名 称 株式会社サンコーハウス  
事 業 者 の 住 所 守口市淀江町1番3号  
代 表 者 の 職 氏 名 代表取締役 谷 廣信  
営 業 所 の 名 称 株式会社サンコーハウス  
営 業 所 の 所 在 地 守口市淀江町1番3号



## 教育委員会規則

堺市就学援助規則の一部を改正する規則を公布する。

平成30年9月21日

堺市教育委員会

教育長 中谷省三

堺市教育委員会規則第14号

### 堺市就学援助規則の一部を改正する規則

堺市就学援助規則（昭和49年教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号及び第4号中「又は生徒」及び「又は中学校」を削る。

第3条第1項中「次の各号」を「別表左欄」に、「当該各号」を「同表中欄」に改め、「（その日が堺市の休日に関する条例（平成2年条例第20号）第2条第1項各号に規定する休日（以下この条において「休日」という。）に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日以外の日）」を削り、「区役所企画総務課長又は児童若しくは生徒の在籍する小学校若しくは中学校の校長（以下「校長」という。）」を「同表右欄に定める者」に改め、各号を削り、同条第2項を削る。

第6条中「第3条第2項の規定による申請があった場合における入学用品費」を「小学校への入学に係る入学準備金」に、「校長」を「児童又は生徒の在籍する小学校又は中学校の校長（以下「校長」という。）」に改める。

第7条第1項第6号中「入学用品費」の次に「（小学校又は中学校への入学に当たり当該入学後に支給する援助金）」を加え、同項中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、同号の前に次の1号を加える。

(7) 入学準備金（小学校又は中学校への入学に当たり当該入学前に支給する援助金）

第7条第2項ただし書中「第3条第2号」を「別表第2号」に改め、同条第3項中「第3条第2項の規定による申請があった場合における入学用品費」を「入学準備金」に、「当該申請のあった年度」を「入学する予定の年度の前年度」に改め、同条第4項中「（第3条第2項の規定による申請があった場合における入学用品費に係るものを除く。）」を削り、同項を同条第5項とし、同項の前に次の1項を加える。

4 第1項第6号及び第7号の費用は、重複して支給しないものとし、小学校又は中学校への入学に当たり、その支給は、それぞれ1回に限る。

第9条第2項第2号中「第2条第3号又は第4号に規定する」を「就学援助に係る」に改める。

附則の次に次の別表を加える。

(次の別表 別記)

附 則

この規則は、平成30年10月1日から施行する。

別表（第3条関係）

| 申請の区分                                     | 申請の期日                      | 就学援助申請書の経由先   |
|-------------------------------------------|----------------------------|---------------|
| (1) 全期分（4月分から翌年の3月分までをいう。）の申請             | 4月末日                       | 区役所企画総務課長又は校長 |
| (2) 随時分（申請があった日の属する月分から当該年度の3月分までをいう。）の申請 | 各月（3月及び4月を除く。）の末日          | 区役所企画総務課長又は校長 |
| (3) 入学準備金（小学校への入学に係るものに限る。）に係る申請          | 入学する予定の年度の前年度において教育長が定める期日 | 区役所企画総務課長     |

備考 この表において「申請の期日」とは、その日が堺市の休日に関する条例（平成2年条例第20号）第2条第1項各号に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日以外の日をいう。